

ひまわり だより 7月号

◆特集

水難事故を防ぐために

～水の事故は
「不注意」「無謀な行動」が原因です!～

contents 2018 No.546

▶きらりと輝く小竹びと/喫煙マナーを守ってください	4
▶みんなのひろば	5
▶点描・町長の動き	6
▶役場からのお知らせ	7
▶中央公民館だより/図書室新刊のお知らせ	14
▶健康情報	15
▶小竹こども園と地域子育て支援センターたけのこ情報	
▶子どもに聞かせる小竹の昔ばなし	16
▶暮らしの情報	
▶7月のこだけ創造舎イベントスケジュール	17
▶人権講演会開催/町立病院※伝言板	20

表紙▶西小4・5年生が6月14日から1泊2日のチャレンジキャンプを国立夜須
高原青少年自然の家で行いました。野外調理体験では、薪割り・火の調整・材
料切りなど、みんなで協力して、おいしい煮込みカレーを作りました。

水の事故は

「不注意」

「無謀な行動」

が原因です！

7月がはじまり、これから海や川などでレジャーを楽しむ機会が増える季節です。自然に触れる楽しみがある反面、自然による危険も伴います。

警察庁「平成29年夏期における水難の概況」によると、平成29年夏期（7～8月の2か月間をいう。）に全国で発生した水難は511件で、水難者は647人です。水難の死亡・行方不明者の割合を場所別にみると、1位が「海」58.5%、2位が「河川」29%で、子ども（中学生以下）の場合は1位が「河川」50%、2位が「海」28.6%となっています。また、行為別にみると27%が「魚とり・釣り」、18.1%が「水遊び」、15.3%が「水泳」で、子どもの場合は50%が「水遊び」、28.6%が「魚とり・釣り」となっています。

こうした水の事故を防いであ海や川を安全に楽しむためには、自然環境の特徴を理解し、危険な場所や危険な行為などを知ることが重要です。

海のことをよく知ろう！

～離岸流や急な深みにも
ご注意を～

●危険な場所を確認し、
危険な場所に近づかない

海は水温の変化が大きい場所や流れが激しい場所、海藻が遊泳者に絡みやすい場所などがあります。こうした危険な場所には、「危険」「遊泳禁止」などの掲示板や標識がありますので良く確認しましょう。

●健康状態が悪い時や
飲酒時は泳がない

水泳や釣りなど、体調が悪い時や睡眠不足で疲れている時は控えましょう。また、飲酒後や飲酒しながらも危険です。

●天候の変化に注意し、
悪天候の時は海に出ない

●子どもだけでは遊ばない

水深が浅い場所でもほんの少し目を離れたときに、子どもが転倒して溺れたり、波にさらわれたりすることがあります。幼児はもちろん、泳げない子どもなどが水遊びする時は、必ず大人が付き添い、子どもから目を離さないようにしましょう。

3 こんな場所は急な増水に注意！

1.川原は、増水の時河川底になるぞ。特に中州に
いると、増水したら取り残されるぞ！



生

きものを 見つけよう！

～遠賀川自然公園～
「わくわくごとくりバー」
御徳地区の小竹町消防団第4
分団格納庫前



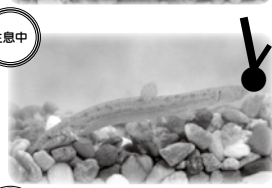
水路の段差をなくし、川と田んぼや池を行き来しやすくしているの、多くの生きものが生息しています。どんな生きものが見つかるでしょう？

生息中



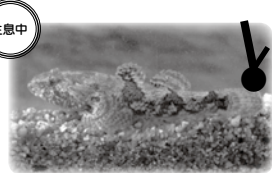
ツチフキ
コイ目コイ科

生息中



ドジョウ
コイ目ドジョウ科

生息中



ドンコ
スズキ目ハゼ科

※子どもだけでは絶対に遊ばないでください。

そして、危険な場所に子どもを近づけないようにしましょう。
「遊泳区域」でも、流れの方向や強弱、水深、自分の体力などを考えて安全に泳ぎましょう。岸に近い所でも、沖へ流れるとても速い潮の流れ（離岸流）があったり、急に深くなる場所があったり、天候や潮の満ち引きによって変化したりすることもありますので十分に注意しましょう。

また、子どもだけでは遊ばせないでください。特に子ども一人での水遊びは大変危険です。
●ライフジャケットを正しく着用する
釣りやボートに乗る時などは、必ず体に合ったライフジャケットを正しく着用しましょう。

川

のことを よく知ろう！

～急な増水に備えて～



「川のことをよく知ろう！」
資料提供▷国土交通省九州
地方整備局

1 川に行く前に

1. 必ず天気や川の情報をチェックしよう。急な雨で、川が増水することもあるぞ！
2. 途中のコンビニなどで、川のパフレットなどが置いてあれば参考にしよう。
3. 川に入る場合は、ライフジャケットなどの活動に合った準備をしよう。



2 川に着いたら

1. 川に関する看板があれば確認しよう。
2. 地元の人がいれば、川の特徴を教えてください。
3. 川のリアルタイムな情報を確認し、上流の状況についても把握しよう。



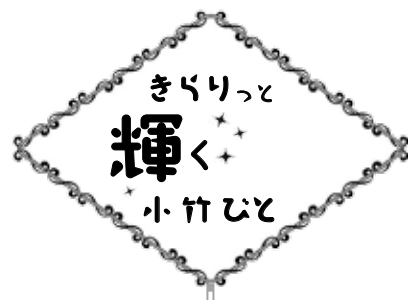
4 すぐに避難！

1. 増水の前兆や、警報が鳴ったら直ちに避難しよう！すぐに水位が上がってくるぞ！

注意報や警報がでたら、すぐに避難！
避難の遅れは事故につながるぞ！

2. パトロールの人たちや警察・消防、河川管理者の注意には必ず従おう。





将来・目標に向かって頑張っている人や町内で活躍している人などを紹介します。皆さん、一緒に応援しましょう。

◆ゴルフを1年前から始めた
藤本愛菜さんを紹介します。



藤本愛菜さん
(小学6年)

3月に開催された「スプリングジュニアゴルフチャンピオンシップ」地区大会の10歳・11歳女子の部で優勝。そして、全国大会で5位の成績を収めています。

ゴルフが楽しくて大好きだと話してくれた藤本さんは、毎日2時間、練習場でひたむきに練習に励んでいます。

interview

Q 最高何ヤード？スコアは…？
▼最高210ヤード。スコアは80前半。

Q 一番心に残る試合は…

▼スプリングジュニアゴルフチャンピオンシップ地区大会は大雨で風も強かったけど、一番良いスコアで優勝できたので心に残っています。

Q ゴルフから学ぶことは…

▼ゴルフは大人と接することが多いので礼儀を学びました。目上の人と言葉に気をつけて話すうちに、言葉づかいも自然と身につきました。

Q 目標を教えてください

▼昨年の賞金女王鈴木愛選手のようにパターが上手になることが目標です。全国大会出場をかけた大事な大会が7月にあります。今は全国大会にいけるよう頑張っています。



喫煙マナー 守ってください！

小竹駅
ご利用の皆様へ



◆社会福祉協議会は、高齢者が健康で生き生きと安心して暮らすために、町内全域で「ふれあいサロン」や「高齢者等日常生活買物支援事業」などの取り組みを行っています。

●喫煙マナーの現状

たばこの吸い殻が小竹駅周辺にたくさん捨てられています。また、巡回バス停（小竹駅西口）の待合椅子を喫煙する目的で座っている人も見受けられています。

●解決策として、灰皿を設置

吸い殻のポイ捨てなどをなくすために、社会福祉協議会が駅の2か所（駅ふれあい通り東口・西口）にたばこの灰皿を備え付けました。社会福祉協議会峯岡準子会長は、

●喫煙者をお願い

「巡回バスの利用者の多くは高齢者です。高齢者のためにバス停に待合椅子を設置しています。だから、喫煙のために利用するのはやめてほしい。喫煙者は備え付けた灰皿置き場で喫煙してほしいです。」と呼びかけました。

駅構内はもちろん禁煙です。喫煙をする際は、備え付けの灰皿を使用し、吸い殻のポイ捨てをしないなどのマナーを守り、周囲への配慮をお願いします。



◎はつらつ運動会が開催されました

5月12日、鞍手郡身体障害者福祉協会主催のはつらつ運動会が鞍手町立体育館で開催されました。

小竹町からは、27人(小竹学園15人、夢・志援センター12人)の選手がフライングディスクや玉入れ、パン食い競争などの競技に参加し、大いに盛り上がりました。また、小竹町民生委員児童委員協議会から11人の委員が応援にかけつけ、選手たちに熱い声援を送ってくれました。



◎不法投棄をさせない！

町内で一齐に清掃活動をしました

5月27日、町内一齐春季環境美化運動(小竹町環境衛生連合会主催)が行われました。町民の皆さんや企業および各団体の皆さんにご協力をいただき、可燃ごみ800kg、粗大ごみ480kg、カン・ビン210kg、草1,430kgを回収することができました。

これからも、皆さん一人ひとりの環境美化に対する心がけとご協力をよろしくお願いします。

◎災害に強い・負けないまちに・・・

6月3日、町内全域で防災訓練が行われました。午前9時に災害対策本部が地震に伴う避難勧告を発令し、防災行政無線で避難所への避難準備を伝達。自主防災会長・自治会長の指示により、各自治会が避難所を開設し、参集した住民の皆さんで避難者名簿の記入や資機材の確認・使用訓練、炊出訓練などを行いました。非常持出品の常備の呼びかけや避難時の危険箇所を話し合うなど、地域ごとの防災意識をさらに高めました。



◎クラシック音楽の楽しさを味わう

6月4日、県教職員互助会主催の「子どものためのクラシックコンサート」が児童体育館で行われ、町内3小学校の4年生から6年生までの児童が参加しました。楽器の紹介や指揮者体験、バントワリングの演技などが披露され、とても喜んでいる様子の子どもたち。「トトロファンタジー」など知っている曲が演奏されると、時折手拍子を加えながら、楽しく鑑賞することができました。最後に、児童を代表して西小6年生の阿南樹李さんは「とても感動しました。また聴きたいです。」とお礼の言葉を述べました。



町長の動き

— 5月21日から
6月20日まで —

5月21日	総合教育会議	中央公民館
	福岡県過疎地域振興協議会	博多サンヒルズホテル
	役員会・定期総会	町長室
	気象庁部長あいさつ	町長室
5月22日	庁舎建設住民説明会	各区公民館
	九水連第61回定期総会	KKRホテル熊本
5月23日	小竹町商工会総会	町商工会
	庁舎建設住民説明会	各区公民館
5月25日	連携中枢都市圏PR事業 (～28日)	中国大連市
	鞍手地区人権同和対策推進 協議会総会	直方総合庁舎
5月30日	宮若・小竹シルバー 人材センター総会	マリーホール 宮田
	直方地区防犯協会総会	直方警察署
	小竹町民まつり 2018 全体会議	中央公民館
	庁議	庁内会議室
6月1日	防災訓練(指揮)	役場
6月3日	町観光まちづくり協会との 協議	庁内会議室
6月4日	町村会理事会	県自治会館
	議会運営委員会	庁内会議室
6月6日	医師確保についての協議	県庁
	町観光まちづくり協会総会	町商工会
6月7日	6月定例会(～19日)	議場
6月8日	自治会長会役員会	庁内会議室
	全員協議会	議場
6月9日	日赤紺綬会総会	宮若商工会議所
	自由民主党宮若・鞍手連合支部 定期総会	スコーレ若宮
6月10日	小竹美術協会定期総会	中央公民館
	医師辞令交付式	町立病院
6月11日	環境施設等広域化に関する 任意協議会	飯塚市役所
6月15日	自治会長会合同会議	長寿健康の家

点描

町 長 コ ラ ム

「知るほどに物語ありて北の九州」の広報・啓発のため、5月25日から4日間「北九州都市圏域市町(北九州市ほか2市7町)『中国・大連市』トッププロモーション事業」に参加した。福岡空港から約千キロ。直行便で2時間。またたく間に大連空港に到着した。人口六九〇万人の大連市は私の想像をはるかに超え、近代的な商業ビルや高層マンションが立ち並ぶ圧巻の市街地風景だった。町並みの要所には日本の植民地時代の面影を残すレトロ風の建物も散在し、大切に保存されていた。到着後、大連市長と会見。二日目は大連市主催のあかしあ祭りに参加した。その後、北九州都市圏域PRセミナーや大連市中

日友好協会と意見交換会など友好ムードが漂う中、参加した市町のPRを通して観光文化交流を深めることができた。まさに「以民促官」(民をもつて官を促す)といわれている中日正常化の理念が実践され、それが様々な形になって現れていることを感じた。行事の合間に日露戦争の明暗を分けた「三百三高地」を訪ね、旅順港を眼下に臨んだ。日露双方で二万人もの将兵の命が失われた激戦地も今は穏やかな観光地になっていたが、多くの中国人が犠牲となったこの古戦場は中国における反日感情の聖地ともいわれている。和平に向けた日中両国の交流を中国では「継続は勝利なり」と、日本では「継続は力なり」

と評している。この違いはいかに。6月4日、中国の民主化を求め北京の天安門広場に集まっていた若者が弾圧された事件から29年目を迎えた。中国で天安門事件の報道はなく、ネットでも関連情報が検索できない。一九九〇年代からの市場化改革と対外開放が加速し、大連市、そして中国の経済成長はめざましく、非民主体制による経済大国化へとつながっている。生活水準が向上するにつれ若者の現状肯定感が強まり、事件が風化しつつあることを懸念する。

小竹町長

松尾勝徳

小竹同人句会

阿部天風 選

梅雨晴れて赤字路線の客二人 松尾 治子

額の花單身赴任の子は遠し 原賀 静子

梅雨寒や肌着一枚重ねけり 藤井セツ子

紫陽花を剪って神経痛疼く 選者 吟

白藤句会

阿部天風 選

バックより取り出す扇子男物 小嶋 亮子

若竹の風にささやく昼餉かな 時川寿美子

跳ね橋の跳ねて関門夏の潮 門田 睦子

タブレット一錠増えて梅雨最中 安藤つき子

俳句



小竹町国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画） および第3期特定健康診査等実施計画について

問い合わせ▶健康増進課保険年金係 ☎2・1224

国民健康保険への 加入の手続きは14日以内に

職場の健康保険（健康保険組合や共済組合など）に加入している人、後期高齢者医療制度に加入している人および生活保護を受けている人を除くすべての人が国民健康保険に加入します。

退職により職場で加入していた健康保険をやめたときや職場の健康保険の被扶養者から外れたときは、事業所が発行する資格喪失証明書を持参のうえ、14日以内に加入の手続きを行ってください。

職場の健康保険に加入したときは、 喪失の手続きを忘れずに

国民健康保険に加入している人が就職等により職場の健康保険（健康保険組合や共済組合など）に加入したときは、国民健康保険の喪失手続きが必要です。新しくできた被保険者証を持参のうえ、保険年金係窓口で喪失の手続きを行ってください。

◆「データヘルス計画」とは…
データヘルス計画は、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき、国保被保険者の健康の

平成30年度から平成35年度までの6年間を計画期間とする「小竹町国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）」および第3期特定健康診査等実施計画」を策定しました。



小竹町では、データヘルス計画および特定健康診査等実施計画を策定し、健康・医療情報を活用し保健事業を実施してきました。
今回、これらの計画の見直しを行い、

保持増進に資することを目的として、健康・医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための計画です。

◆「特定健康診査等実施計画」とは…

特定健康診査等実施計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、生活習慣病の発症および重症化予防を目的として実施する特定健康診査および特定保健指導の具体的な実施方法や成果に関する具体的な目標等について定める計画です。

◆計画の閲覧場所

各計画は、健康増進課保険年金係窓口（⑧番）、保健センター、中央公民館のほか町ホームページからもご覧いただけます。



終業式・始業式のお知らせ

問い合わせ▶教育課学校教育係 ☎2・1961

町内各小中学校の
終業式・始業式について
お知らせします。



1学期 終業式	各小学校	7月20日(金)	2学期 始業式	各小学校	9月3日(月)
	中学校			中学校	



国民年金保険料免除・納付猶予制度について

問い合わせ▶直方年金事務所 ☎0949・22・0891

◆**納付猶予制度とは…**
20歳から50歳未満の人
で、本人・配偶者の前年所

得(1月から6月までに申
請される場合は前々年所
得)が一定額以下の場合
に、申請後に承認されると
保険料の納付が猶予され
ます。

◆**保険料免除制度とは…**
本人・世帯主・配偶者の
前年所得(1月から6月
までに申請される場合は
前々年所得)が一定額以下
の場合や失業した場合な
どに、申請後に承認され
ると保険料の納付が免除
になります。

免除される額は、全額・
4分の3・半額・4分の1
の4種類があります。

※学生の方は、4月から受
付を開始している「平成30
年度学生納付特例制度」が
利用できます。詳しくは、
健康増進課保険年金係 ☎
09496・2・1224
までお問い合わせください。

【申請の際に必要なもの】

①国民年金手帳または、基
礎年金番号通知書

②マイナンバーカードま
たは、通知カード

③印かん

④雇用保険受給資格者証
の写しまたは、離職票の
写し(失業等による申請
の場合)

※申請者本人のほかに配
偶者および世帯主につ
いても、④の書類をお持
ちの場合には、必要にな
ります。

【申請書提出先】

役場健康増進課保険年金
係(8番)



平成29年度小竹町個人情報保護条例運用状況および 平成29年度小竹町情報公開条例運用状況について

問い合わせ▶総務課情報人権係 ☎2・1212

Ⅱ 小竹町個人情報保護条例運用状況について

【開示の請求件数、開示および非開示等の決定件数】

機関別	請求	開示	部分開示	不存在	非開示
病院	6	6	0	0	0

【実質開示率】100%

【訂正の請求件数、決定件数】なし

【利用停止等の請求件数、決定件数】なし

【異議申立ての内容および件数】なし

【事務の外部委託、

目的外利用および外部提供の状況】なし

Ⅱ 小竹町情報公開条例運用状況について

【開示の請求件数、開示および非開示等の決定件数】

機関別	請求	開示	部分開示	不存在	非開示
町長	17	8	2	4	3
議会	2	2	0	0	0

【実質開示率】80%

【不服申立ての状況】なし

【苦情申出の状況】なし

【情報公開審査会の開催状況(平成29年度)】

▶開催日…平成29年5月19日

▶内容…実施機関における情報公開条例の運用状況
の報告について、審査会の意見について、そ
の他



募集します！ 統計調査指導員・調査員

問い合わせ▶まちづくり推進課商工観光係 ☎2・1214

◆平成30年住宅・土地統計調査の指導員・調査員を募集します。

住宅・土地統計調査とは、我が国の住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を全国および地域別に明らかにする統計調査です。

◆平成30年住宅・土地統計調査の指導員・調査員を募集します。

◆任命期間・募集人数

指導員《1名募集》

▽8月20日(月)から
11月19日(月)まで

調査員《6名募集》

▽8月27日(月)から
10月26日(金)まで

【申込期限】7月10日(火)まで

【申し込み先】まちづくり推進課商工観光係



今月の納税

～税金は納期限までに納めましょう～

問い合わせ▶税務住民課収納係 ☎2・1216

集合税-町県民税・固定資産税・国民健康保険税-

納期限 7月31日(火)【口座振替日 7月25日(水)】

◆税の公平性

納付期限内に税金を納めた人との税の公平性を保つため、納期限が過ぎた後も納付がない場合、督促状を送ります。督促後、完納されないときは差押え等の処分対象になります。納期限までの納付をお願いします。

◆口座振替による納税について

振替日は毎月25日(振替日が休日の場合は翌営業日、12月と2月は22日)です。自動的に指定の口座から税金が引き落とされるので、納め忘れの心配がありません。手続きは、町指定金融機関(福岡銀行、西日本シティ銀行、福岡びき信用金庫、飯塚信用金庫、直岐農協、ゆうちょ銀行)または税務住民課で行えます。



県下水道排水設備 工事責任技術者試験

問い合わせ▶上下水道課
下水道事務係 ☎2・1945



小竹町学童保育所・夏休み期間の 入所について

問い合わせ▶社会福祉協議会 ☎2・2028

下水道の宅内排水設備
に関する工事責任技術者
の試験を実施します。



◆受験希望者は、

受付期間内に申込書の
提出をお願いします。

【試験日】11月4日(日)

【試験会場】飯塚会場▽福岡県
立飯塚研究開発センター

【申込用紙配布・受付期間】

7月2日(月)から7月13日
(金)まで

【申し込み先】上下水道課下水道事務係

夏休み期間の学童保育所への入所受付を行っています。入所を希望される人は、申請書類の提出をお願いします。

【入所できる児童】町内3小学校に在学する1年生から6年生までの児童

※ご希望の学童保育所が定員を超える場合は、抽選にて決定いたします。

【入所期間】7月21日(土)から8月31日(金)まで

※夏休みの前後を含

夏休み期間の学童保育所への入所も可能です。

※日祝日と8月13日から8月15日まではお休みです。

【利用時間】月曜日から土曜日まで▽7時30分から19時まで

【申込方法】申請書類を7月13日(金)までに社会福祉協議会または役場福祉課子育て支援係に提出してください。

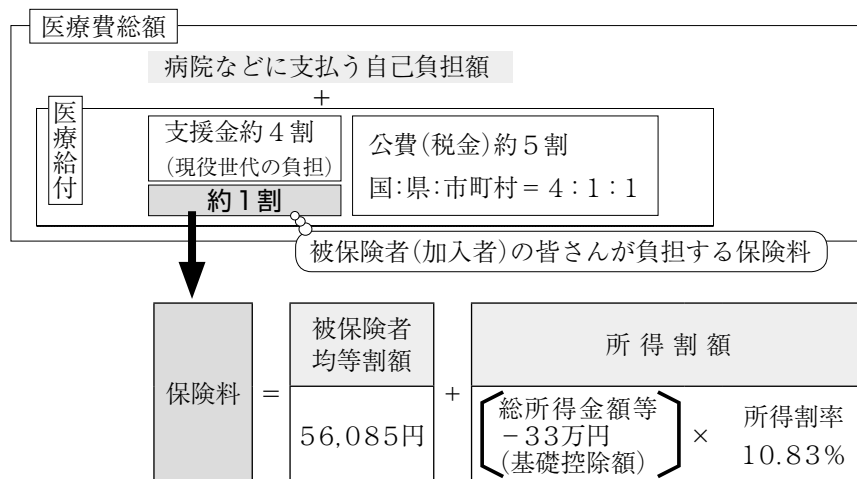
※書類は社会福祉協議会および学童保育所に置いてあります。



平成30年度後期高齢者医療制度について

問い合わせ▶健康増進課保険年金係 ☎2・1224/ 福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎092651・3111

●保険料の計算方法



▶保険料は、被保険者全員が負担する「被保険者均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計になり、年額62万円が上限です。

▶総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等の合計額で各種所得控除前の金額です。

■平成30年度
後期高齢者医療制度の保険料について

保険料は、平成29年中の所得金額と世帯(注1)の状況をもとに算定を行い、決定します。

保険料は県内どの地域でも同じ基準で算定され、加入者一人ひとりにかかります。保険料率(被保険者均等割額、所得割率)は、2年ごとに見直され、平成30年度に改定されています。

〈注1〉世帯とは、平成30年4月1日時点の世帯(75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)を基準にしています。

〈注2〉原則は「7割軽減」ですが、特例措置により「9割軽減」、「8.5割軽減」になっています。

〈注4〉被用者保険とは全国健康保険協会管掌健康保険船員保険、共済組合をさし、国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

〈注5〉ただし、均等割額の軽減が9割軽減、8.5割軽減に該当する人は、それぞれ9割軽減、8.5割軽減が優先されます。

◇軽減特例措置の見直し

今後、持続可能な医療保険制度を構築するため、総所得金額等が91万円以下の人の所得割額の2割軽減が平成29年度までで廃止され、被用者保険の被扶養者であった人の均等割額の7割軽減は平成30年度から5割になります。

◇被用者保険(注4)の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は被保険者均等割額が5割軽減(注5)となります。また、所得割額はかかりません。

◇均等割額の軽減

平成30年度では、平成29年度の保険料軽減措置(被保険者均等割の9(7)割・8.5(7)割(注2)・5割・2割軽減)を継続して行います。

■保険料の軽減について

均等割額軽減割合	軽減後の均等割額(年額)	同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額〈注3〉の合計額
	平成30年度	
9(7)割軽減	5,608円	【33万円(基礎控除額)】以下で、かつ【被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)】
8.5(7)割軽減	8,412円	【33万円(基礎控除額)】以下
5割軽減	28,042円	【33万円(基礎控除額) + 27.5万円 × 被保険者数】以下
2割軽減	44,868円	【33万円(基礎控除額) + 50万円 × 被保険者数】以下

〈注3〉軽減対象所得金額は、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入－公的年金等控除－15万円」となるなど、例外があります。

■8月から 被保険者証が新しくなります

現在の被保険者証は、平成30年7月31日までの有効期限になっています。8月1日から使用できる被保険者証(うす緑色)の有効期限は、平成31年7月31日までの1年間となっております。7月中旬に役場から簡易書留郵便で発送します。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口でお受け取りいただくことがあります。

8月1日以降に受診されるときは、新しい被保険者証(うす緑色)を医療機関の窓口に提示してください。

7月31日までに新しい被保険者証(うす緑色)が届かない場合は、役場健康増進課保険年金係(⑧番)窓口へお問い合わせください。

■被保険者証の 自己負担割合をご確認ください

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、1割または3割です。

毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。

自己負担割合は、通常1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の市町村民税の課税所得が145万円以上(※)である場合には、3割となります。

ただし、市町村民税課税の所得が145万

円以上であっても、次の(1)または(2)に該当する場合は、役場健康増進課保険年金係(⑧番)窓口に申請すれば1割の自己負担割合となります。

(1) 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合

▽同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満

(2) 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合(①または②に該当)

▽①本人の収入が383万円未満

②本人と同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

※市町村民税の課税所得が145万円以上であっても、前年の12月31日現在において、被保険者が世帯主であり、同じ世帯に合計所得金額が38万円以下である19歳未満の世帯員がいる場合には、世帯主である被保険者の市町村民税の課税所得から、16歳未満は1人あたり33万円、16歳以上19歳未満は1人あたり12万円をそれぞれ控除した後、145万円未満となるときは、1割の自己負担割合となります(この場合の届出は不要です)。

※市町村民税の課税所得が145万円以上であっても、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる場合、同じ世帯の被保険者全員の旧ただし書所得(総所得金額等から33万円を控除した金額)の合計額が210万円以下の場合には、

1割の自己負担割合となります(この判定方法は平成27年1月1日以降適用され、届出は不要です)。

■限度額適用・標準負担額減額認定証が8月に更新となります

現在、使用中の限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、減額認定証といいます。)の有効期限は、平成30年7月31日になっています。

減額認定証をすでにお持ちの人で、平成30年度の市町村民税が非課税世帯の人には、8月1日からの新しい減額認定証を7月中旬に普通郵便でお届けします。

◇減額認定証とは

世帯全員が市町村民税非課税である人が入院または高額な外来診療を受ける際に減額認定証を医療機関窓口提示すると、医療費の自己負担は限度額までとなり、入院時の食費・居住費の負担も減額されます。

なお、新たに減額認定証の交付を希望する場合は、役場健康増進課保険年金係(⑧番)窓口での申請手続きが必要になります。

◇申請に必要なもの

●被保険者証 ●印かん

●その他(非課税証明書など収入額を証明するものや入院期間を確認できるものが必要になる場合があります。)

後期高齢者医療制度について

●8月から
高額介護合算療養費の上限額が変わります

負担区分	基準額限度額(年額)	
	7月まで	8月から
現役並みⅢ	67万円	212万円
現役並みⅡ		141万円
現役並みⅠ		67万円
一般	56万円	
区分Ⅱ	31万円	
区分Ⅰ	19万円	

■制度改正について
高額療養費制度の見直しに伴い、8月から負担割合3割の負担区分が現役並みⅠ・Ⅱ・Ⅲの3つに細分化されます。また、高額療養費・高額介護合算療養費の上限額も変わります。

負担区分が現役並みⅠ・Ⅱに該当する被保険者の人は、新たに限度額適用認定証の交付を受けることができます。限度額適用認定証は入院等で窓口負担額が高額になる際、医療機関への提示で自己負担を限度額で抑えることができます。交付については役場健康増進課保険年金係で申請手続きが必要になります。

●8月から、高額療養費の上限額が変わります

高額療養費とは、同じ月内に医療機関窓口で支払った医療費の合計額について、決められた上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

◇平成30年7月まで

負担区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み (課税所得145万円以上の人)		57,600円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 〈多数回該当44,400円(※2)〉
一般(※1) (課税所得145万円未満の人)		14,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 〈多数回該当44,400円(※2)〉
住民税 非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

◇平成30年8月から

負担区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯ごと)
現役並みⅢ (課税所得690万円以上の人)		252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 〈多数回該当140,100円(※2)〉	
現役並みⅡ (課税所得380万円以上の人)		167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 〈多数回該当93,000円(※2)〉	
現役並みⅠ (課税所得145万円以上の人)		80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 〈多数回該当44,400円(※2)〉	
一般(※1)		18,000円(※3) (年間上限144,000円)	57,600円 〈多数回44,400円(※2)〉
住民税 非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含みます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※3 平成29年8月診療分以降、毎年8月から翌年7月診療分の1年間が対象になります。

▶今までに高額療養費の支給申請をいただいた人は、再度申請の必要はありません。

▶診療月の翌月1日から2年を過ぎると申請できません。



第2回 小竹ふれあいゴルフコンペについて

問い合わせ▶小竹ゴルフ協会 ☎2・2520

※詳しくは小竹ゴルフ協会(よしもと)までお問い合わせください。

【主催】小竹ゴルフ協会

※申込書は、役場および中央公民館に設置しています。

☎2・0452

【申し込み先】小竹町中央公民館

【申込期間】7月10日(火)から7月31日(火)まで ※定員になり次第締め切り

【参加費】2千円

【プレー料金】1万円

【場所】ミッションバレーゴルフクラブ

▽10時27分から(7組×2)休憩あり
▽12時54分から(8組×2)スルー

◆日時
9月2日(日)
アウト・イン同時スタート



成人式実行委員募集

問い合わせ▶教育課
社会教育係 ☎2・0452



☆あなたのアイデアを生かして
新成人の思い出に残る一日を
作りませんか？

平成31年1月13日(日)開催
成人式の実行委員を募集します。

【対象者】平成10年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人

【募集期間】7月27日(金)まで

【申込方法】町中央公民館に直接申し込みください(☎2・0452)。



65歳以上の皆さんへ 平成30年度介護保険料の決定通知書を送ります

問い合わせ▶福祉課高齢者福祉係 ☎2・1219 / 県介護保険広域連合 ☎092・643・7055

平成30年度の市町村民税等をもとに、介護保険料の計算を行い、その決定通知書を7月下旬ごろに郵送します。

平成30年度より、できる限り所得の状況に配慮したきめ細かな保険料とするため、所得段階を25の区分に分けています。市町村民税や世帯の状況等によって該当する所得段階により保険料額が決定されます。

【納付方法】

◆年金天引き

で納めている人

今回決定した年間保険料額から4・6・8月に年金天引き(仮徴収)した保険料を差し引いた金額を、10・12・来年2月に年金天引き(本徴収)で納めます。

※年間18万円以上の老齢(退職)、障害、遺族年金を受給している人は年金天引きとなりますが、65歳になった人、広域連合外の市町村から転入した人などの場合は、年金天引きの開始が半年～1年後となりますので、それまでは納付書や口座振替等で納付してください。

◆納付書・口座振替等

で納めている人

8月から来年3月まで納めます。

※今年からコンビニエンスストアでお支払いができます。

※口座振替を利用されると納め忘れもなく安心です。ぜひ、ご活用ください。

※災害や失業などやむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、申請により保険料の減免や納付猶予が受けられます。

介護保険制度は、皆様から納付していただく保険料で成り立つ制度です。

特別な事情がなく保険料を滞納すると、滞納期間に応じて介護サービス利用時の自己負担割合が増えたり、一時的に介護給付が差し止めになるなどの制限が生じます。保険料納付についてご理解とご協力をお願いします。

中央公民館だより

公民館短期講座 『大人のおはなし会』

日時 7月18日(水)

▷ 11時～12時

場所 こたけ創造舎

◆内容…語り

「オキクルミのぼうけん」、「祝婚歌」
「ひさの星」、「福岡県の昔話」、
「わすれられないおくりもの」など

◆講師…長谷川富恵さん

(鞍手町歴史民俗博物館学芸員)
西本美智子さん、高津由紀さん

※託児はありませんので、あらかじめご了承ください。

結 果

◆町民卓球大会

6月3日(日)実施

●男子シングルス

優勝▽重松眞三起、準優勝▽平田章、三位▽三木

克彦、陣内新二

●女子シングルス

優勝▽三木照美、準優勝▽福永裕子、三位▽野崎

洋子、延塚秀子

●ダブルス

優勝▽三木克彦・平田章、

準優勝▽陣内新二・伊地

知健次、三位▽野崎洋子・

福永裕子／飯野辰雄・三

木照美

◆町民バドミントン大会

6月17日(日)実施

●ダブルス

優勝▽河原田力・宋琦、

準優勝▽宗廣一生・矢野

真喜子

図書室新刊のお知らせ

▶開館時間 8:30～17:15

▶問い合わせ 中央公民館 ☎2・0452

子育て短歌ダイアリー ありがとうのかんづめ



著／依 万智
小学館

振り返れば子育ては何もかもが「期間限定」のいとおしい時間です(帯より)。『ありがとうのかんづめ』というタイトルには、依さんの、子育ての日々の中で授けられた感謝の思いを閉じ込めた「この缶詰一個あれば、母は充分」という意味が込められています。「子育て」は「親育て」であることを実感するハートウォーミングなエッセイです。

13歳までにやっておくべき 50の冒険



著／ピエルドメニコ・
バッカラリオ、
トンマーズ・
ペルチヴァーレ
絵／アントンジョナータ・
フェッラーリ
太郎次郎社エディタス

世界で500万部を突破した『ユリシーズ・ムーア』シリーズや、『THE LOCK』で知られる児童文学作家・バッカラリオらが贈る、ちょっぴり変わったアドベンチャーガイド。木登りや雪合戦のようなアクティブなものから、魔法の薬の調合といった「？」なものまで、多彩な50のミッションが子どもたちを待ちうけます。

せんべ せんべ やけた



案／
小林 衛己子
絵／
真島 節子
こぐま社

「せんべ せんべ やけた やけた どのせんべ やけた」の唄に合わせて、女の子がおままごとあそびをします。絵に描いたせんべいやお団子を網で焼くまねをして、くまさんやだるまさん、最後はお母さんに、「はい、どうぞ」。

今月の健康行事

▶内容によっては事前に予約が必要なものや対象者が限られる場合がありますので、保健センターに問い合わせください。

【予約・問い合わせ】

保健センター ☎ 2・1864

7月

- 19日(木)： **特定健診・基本健診・各種がん検診**
総合福祉センター
受付▷8時30分～10時
- 20日(金)： **特定健診・基本健診・各種がん検診**
七福コミュニティセンター
受付▷8時30分～10時

8月

- 3日(金)： **医師による生活習慣予防教室**
保健センター
講師▷町立病院 谷崎弓裕先生
受付▷13時15分～13時30分
- 7日(火)： **乳児健診**
保健センター
受付▷9時15分～9時45分

熱中症

予防しよう!!



この時期は雨が多くて湿度が高く、気圧の影響から血圧が上がったり、頭痛がしたりと体調が優れない人も多いのではないだろうか。これからの季節は熱中症の患者さんが増えることが予測されますので、熱中症にならないように注意が必要です。

要因その1 環境

- ▽気温・湿度が高い
- ▽風が弱い
- ▽日差しが強い
- ▽閉め切った屋内
- ▽エアコンのない部屋
- ▽急に暑くなった日

要因その2 からだ

- ▽高齢者や乳幼児、肥満の人
- ▽糖尿病などの持病・低栄養状態
- ▽下痢やインフルエンザなどで脱水状態
- ▽二日酔いや寝不足といった体調不良

要因その3 行動

- ▽激しい運動や慣れない運動
- ▽長時間の屋外作業
- ▽水分補給がでない状況

◆熱中症を引き起こす要因には、『環境』から『行動』があります。これら3つの要因により、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温を調節する機能がうまく働かなくなり、どんどん身体に熱がたまってしまうのです。これが熱中症です。

☆予防しましょう!

- 涼しい服装にしましょう。
- 日陰を利用して暑さを避けましょう。
- 日傘や帽子を使いましょう。
- 水分をこまめに補給しましょう。
- 無理をせず、徐々に身体を暑さに慣らしましょう。
- 室内の温度を測りましょう。
- 体調の悪いときは特に注意しましょう。

成人用肺炎球菌の予防接種について

◆接種対象者(誕生日前でも可能)

右表の対象者のうち、今までに一度も接種を受けたことがない人で接種を希望する人

◆接種料金:2,500円

※生活保護受給者は無料です。医療機関に診療依頼書または生活保護受給証明書の提示が必要です。

◆接種期間:平成31年3月31日まで

※接種希望者は、直接医療機関へ予約してください。

対象者	生年月日
65歳となる人	昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生
70歳となる人	昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生
75歳となる人	昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生
80歳となる人	昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生
85歳となる人	昭和8年4月2日生～昭和9年4月1日生
90歳となる人	昭和3年4月2日生～昭和4年4月1日生
95歳となる人	大正12年4月2日生～大正13年4月1日生
100歳となる人	大正7年4月2日生～大正8年4月1日生

▶60歳以上65歳未満の心臓やじん臓、呼吸器に重い病気がある人(身体障害者手帳1級程度)およびヒト免疫不全ウイルスにより日常生活がほとんど不可能な程度の障がいのある人

▽羽化に居合わせ
「すごいね！」と
笑顔で拍手。



△ピカピカと光り
輝くさなぎ。夢中
でみています。

▽エサをパクパク
食べて、どんどん
大きくなり、毎日
さなぎが増えて
います。



チョウがうまれたよ！

～命の誕生～



毎日観察中☆

チョウに
いつなると？

今月の行事

子育て講座『ほめ方・しかり方』

*託児あり
(7/18予約締切)

▷申込締切：7月12日(木)

7月25日(水)

10時から

▷問い合わせ：

地域子育て支援センター

☎2・0187

楽しく子育てをするための参考
にしてはいかがでしょうか。

今年も園庭のビオラやパンジーのお花から、ツマゲロヒヨウモンチョウの幼虫をみつけて、大事に育てています。年中組になると、羽化したチョウがオスカメスカの見分けがついて、「女の子だね。」と教えます。その後、外に放して、飛んでいくチョウに「元気でね。」と手を振りました。小さな命の誕生に出会い、命の大切さや自然の不思議さ・素晴らしさを実感している子どもたちです。

吉野と権現山の話

文 郷土史研究会員

四月は桜の季節。日本人の心に合うせいか人々に愛され、町のあちこちにも咲き誇っています。桜の名所といえは、大和吉野(奈良県吉野郡)の千本桜。ことゆかりのある言い伝えが小竹の吉野(御徳1)にあります。

吉野の地名で呼ばれる御徳神社あたりは、8世紀ごろ粥田荘の荘園でした。南北朝時代の正平年間(六百五十二年)には、征西將軍宮懐良親王が足利勢に対して布陣したと伝えられています。また、御徳神社は古くは蔵王社と呼ばれ、大和吉野の蔵王堂と同じ蔵王権現を祭っていました。御徳神社の呼び名は、明治の神仏分離で付けられたものです。

この蔵王社は当初、今はなき権現山に祭られていました。権現山という名も、大和吉野から来た「吉野殿」が蔵王権現を祭ったところからついたものです。権現山は昭和四十五年に石炭露天堀のために崩れてしまい、今は権現堂の地名だけが残っています。桜の観賞とともに、郷土の歴史もしてみたいものです。



※郷土史研究会員の皆さんが「子どもに聞かせる小竹の昔ばなし」を平成8年に発行され、そのお話を掲載しています。

案内(御徳神社)

御徳橋バス停から歩いて5分くらいの場所。鳥居には蔵王大明神の名称が刻まれています。

相談

小竹町社会福祉協議会
無料法律相談

【日時】7月13日(金)▽12時から13時まで受付、13時開始

【場所】小竹町総合福祉センター

【問い合わせ】小竹町社会福祉協議会
☎2・202028

行政相談を受け付けます

【日時】7月24日(火)10時から12時まで

【場所】役場1階ロビー

●相談無料・秘密厳守

【問い合わせ】まちづくり推進課コミュニティ支援係☎2・12215

くらし・じごと・家計

困りごと相談室

生活に困りごとや不安などを抱えている人のために、自立に向けた支援を行います。

【対象者】町内に在住の人

【日時】月曜日から金曜日まで▽9時30分から17時30分まで※祝日も開所

【場所】福岡県自立相談支援事務所

●相談無料・予約制・秘密厳守

●町役場・自宅でも相談可能

募集

【問い合わせ】福岡県自立相談支援事務所☎093・203・1630

平成30年度
自衛官採用試験案内

◆一般曹候補生(筆記)

【受験資格】18歳以上27歳未満の人

【受付期限】7月1日(日)から9月7日(金)まで

【試験期日】9月22日(土)午前
※一次合格発表▽10月5日(金)

◆自衛官候補生(筆記)

【受験資格】18歳以上27歳未満の人

【受付期限】7月1日(日)から9月7日(金)まで

【試験期日】9月22日(土)午後

※口述・身体検査は受付時に、合格発表は試験日にお知らせします。

◆航空学生(筆記)

【受験資格】空▽18歳(高卒(見込み含む))以上21歳未満の人、海▽18歳(高卒(見込み含む))以上23歳未満の人

【受付期限】7月1日(日)から9月7日(金)まで

【試験期日】9月17日(月)

※一次合格発表▽10月5日(金)

【問い合わせ】自衛隊福岡地方協力本部飯塚地域事務所☎0948・22・4847

平成30年度ポイント方式
県営住宅入居者の募集

【募集住宅】県内に所在する県営住宅(募集対象団地、募集戸数等詳細については募集案内書をご覧ください。)

【申込受付】7月12日(木)から7月23日(月)まで

【募集案内書配布】県住宅供給公社、公社管理事務所、公社管理事務所出張所、県営住宅課、役場まちづくり推進課、県民情報コーナー

【問い合わせ】県住宅供給公社県営住宅管理部☎092・781・8029

戦没者遺児による慰霊友好親善事業参加遺族募集

【対象者】先の大戦による戦没者の遺児

【実施地域】旧満州、旧ソ連、ビスマーク諸島、東部ニューギニア、西部ニューギニア、北ボルネオ・マレー半島、マリアナ諸島、トラック・パオラ諸島、フィリピン、ソロモン諸島、ミャンマー・タイ、台湾・バシー海峽、マーシャル・ギルバート諸島、中国

【参加費】10万円

【申し込み・問い合わせ】一般財団法人福岡県遺族連合会☎092・761・0012

お知らせ

福岡県介護保険広域連合
職員採用試験(平成31年4月採用)

【職種】行政事務

【試験地・勤務場所】福岡市

※詳細は広域連合ホームページ(<http://www.fukuoka-kaigo.jp>)に7月上旬頃に掲載します。

【問い合わせ】福岡県介護保険広域連合本部☎092・643・7055

40歳からの2日間(無料)
就職支援セミナー開催

【日時】7月19日(木)・7月20日(金)▽10時から15時まで

【場所】ハローワーク直方3階

【対象者】おおむね40歳から64歳までの求職者

【問い合わせ】福岡県中高年就職支援センター☎092・433・7780



お知らせ

救命講習の案内

◆普通救命講習Ⅰ(3時間)

※募集人員▽40人程度

【内容】成人の心肺蘇生法とAEDの取扱い、その他応急手当

【開催日時】8月4日(土)▽9時から12時まで

◆普通救命講習Ⅲ(3時間)

※募集人員▽40人程度

【内容】小児・乳児・新生児の心肺蘇生法とAEDの取扱い、その他応急手当

【開催日時】8月5日(土)▽9時から12時まで

●受講の申し込み等について

【受講条件】宮若市・鞍手町・小竹町に居住もしくは勤務されている人で中学生以上の人

【受講場所】直方・鞍手市町村圏事務組合消防本部2階屋内訓練場(宮若市宮田16番地1)

【申込期限】7月28日(土)まで

【申込方法】救命講習申込書(個人用)を記入のうえ、持参・FAX・メールで申し込んでください。申込用紙は当消防本部ホームページよりダウンロードできます。

【問い合わせ】直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部警防課救急消防係 ☎0949・32・1132

ちくまるつり革オーナーの募集について

平成筑豊鉄道では、ちくまるをデザインしたつり革にメッセージを書き込み、1年間オーナーとなっていた「ちくまるつり革オーナー」を募集しています。オーナー様の支援が、安全安心快適な鉄道の存続と沿線地域の発展支援につながります。

【募集期間】7月2日(月)から8月31日(金)まで必着

【設置車両】なのはな号(406)(407)

【入会金】1本五千円

【募集本数】先着29本

【会員期間】平成30年10月1日(月)から平成31年9月30日(月)までの1年間

※法人、個人問わずにお申し込みいただけます。

【問い合わせ】平成筑豊鉄道株式会社つり革オーナー係 ☎0947・22・1000

あすなる猫

不妊・去勢手術支援事業

(公社)福岡県獣医師会小動物部会筑豊地区部会は飼い主のいない猫に対し、不妊・去勢手術の支援事業を実施します。

メス1頭につき一万八千円、オス1頭につき五千四百円で手術を行います。(手術済み目印の耳先カット費用を含みます。猫は特定の飼い主を持たないことと、その猫に手術を受けさせようとする申込者は筑豊地区に住所を有する人に限ります。また、飼い猫は対象外です。

【申込期限】平成30年7月1日から平成30年12月末まで

【申込頭数】百五十頭(上限)になり次第、受付を終了します。詳しくは、手術協力病院にお問い合わせください。

【手術協力病院(申し込み先・問い合わせ)】よしもと動物病院(宮若市本城51の2) ☎0949・32・1299、ASAP動物病院(直方市感田小野牟田3597の1) ☎0949・26・4136、さくら動物クリニック(宮若市長井鶴207の1) ☎0949・32・2701、ア

ミノ動物病院(直方市大字畑300の6)▽0949・25・8118

◆募金のお願い

本事業の大部分は皆様からの募金で成り立っております。本年度もたくさんの募金をお願いいたします。多くの手術実施頭数を確保することができましたことを心より感謝申し上げますとともに、各協力病院で行っております募金活動へのご協力をお願い申し上げます。

健康長寿特別講演会

高齢者の健康づくりを応援する、年1回のイベントです！

【日時】9月28日(金)▽13時から15時30分まで

【場所】アクロス福岡イベントホール(福岡市中央区)

【内容】ロコモ予防運動、特別講演「平穏死10の条件」〜穏やかな最期を迎えるために〜医療法人社団裕和会理事長長尾クリニック院長長尾和宏氏

【申込・問い合わせ】参加希望者は、事務局までご連絡ください。健康長寿特別講演会受付事務局 ☎0120・50・1679

毎週木曜日は
窓口業務を午後7時まで
延長しています

- ▷ 祝日は除きます
- ▷ 業務内容によっては、当日処理ができない場合があります



のおがた警察署 街頭犯罪だより

■管内街頭犯罪発生状況

	5月中	5月末まで	
	件数	件数	前年比
車上ねらい	1件	8件	-13件
自転車盗	5件	24件	-22件
空き巣	7件	34件	-1件

直方警察署 ☎0949-22-0110 / <http://www.police.pref.fukuoka.jp>





●● 7月の「こたけ創造舎」イベント スケジュール ●●

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4 ヨガ教室 ▷18時～21時	5	6	7 ヨガ教室 ▷18時～21時
8	9	10	11 写真教室 ▷10時～12時	12	13	14 竹育ひろば ▷9時～13時 ヨガ教室 ▷18時～21時 写真教室 ▷19時～21時
15 Samito お話会 ▷13時～15時	16 彩りアーティスト で愛展（特別企画フ リーマーケット） ▷10時～16時	17 ちょっくらふれ旅 『ベビーマッサージ』 ▷10時30分～12時	18 大人のおはなし会 ▷11時～12時	19	20	21 ちょっくらふれ旅 『葉草で健康づくり』 ▷13時30分～15時30分 ヨガ教室 ▷18時～21時
22 パステルアート 教室 ▷12時～16時	23	24	25	26	27	28 竹育ひろば ▷9時～13時 ちょっくらふれ旅 [aroma space ma-re] ▷10時～▷13時～(2h) ヨガ教室 ▷18時～21時
29 ちょっくらふれ旅 『パステル』 ▷13時～15時	30	31	『ちょっくらふれ旅』の詳細については、町ホームページをご覧ください。役場・中央公民館にもパンフレットを置いています。			

◆イベント申し込み先・問い合わせ

ヨガ教室▶〈講師〉呉石ちほ ☎090・4981・9014
美術協会写真部写真教室▶〈主催〉美術協会写真部
☎090・8398・9474(中村) / ☎090・1348・4400(山崎)



【問い合わせ】
まちづくり推進課 ☎09496・2・1214

小竹町社会福祉協議会へ
■香典返し
故 糸永 香苗様(御徳三区)
遺族 糸永 美則様
故 中山 静枝様(中央区)
遺族 中山 善博様
故 長堀 渡様(勝野一区)
遺族 長堀 澄代様
故 國俊 英保様(小竹区)
遺族 國俊 洋子様
故 阿部 トシエ様(勝野二区)
遺族 阿部 裕幸様
故 阿部 トシエ様(勝野二区)
遺族 阿部 裕幸様
小竹町育英資金貸付基金へ
■香典返し
故 阿部 トシエ様(勝野二区)
遺族 阿部 裕幸様
※5月1日から5月31日までに寄附していたいただいたかを掲載しています。

愛のともしび

★ 広告募集 ★ 広報こたけ・町ホームページに 広告を掲載しませんか？

【掲載料】 ※1か月あたり

広告媒体	規格	料金
広報こたけ	上下43mm×左右182mm	六千円
	上下43mm×左右88mm	三千円
町ホームページ	上下60ピクセル ×左右210ピクセル	三千円

* 詳しくは町ホームページをご覧ください *

population 人の動き		5月末現在
■人 □ 7,764 人		
男性 3,696 人	女性 4,068 人	
出生 0 人	死亡 8 人	
転入 22 人	転出 43 人	
■世帯数 3,883 世帯		

garbage of refuse-derived fuel ごみの量		5月末現在
164,230kg (前月比 + 5,850 kg)		
ごみの減量と資源回収にご協力お願いします		
資源回収事業として、紙類・衣類は資源回収団体の皆さんが役場前で回収(月1回)しています。		
▶回収日 7月15日(日)9時から12時まで		

a traffic accident 交通事故の発生件数			5月末現在・()は前年同月比
	5月中	5月末累計	
発生件数	4 件 (± 0)	14 件 (- 3)	
死者数	0 人 (± 0)	0 人 (± 0)	
傷者数	5 人 (- 3)	18 人 (- 5)	



平成30年度

小竹町人権講演会

◆日時 7月17日(火)

14時～16時

◆場所 小竹町中央公民館

2階大研修室



◆講師

リコーダー・レインボー・ブリッジ
代表 笛田 ちひろ

◆演題

あなたのまま『で』いい。から、
あなたのまま『が』いい。と
言える社会に

ありのままの
自分として生きる。
大切なのは、
「今の自分」。
多様な性への
正しい理解を
広げるために…
リコーダーの
音色とともに、
あなたに伝えます。

◎主催 小竹町・小竹町教育委員会

◎問い合わせ 小竹町役場総務課情報人権係 ☎09496-2-1212



～ 7月 は 同 和 問 題 啓 発 強 調 月 間 です ～

町立病院
＊
伝言板

町立病院事務局
☎2・0282



事務管理者兼院長
山本 光勝

6月10日付けで事業管理者を拝命しました。当院に赴任して2年が経ち、多くの人から「糖尿病なら小竹町立」という言葉を聞きます。私は鞍手郡でただ一人の糖尿病学会専門医(2018年6月現在)ですので、当院の伝統である糖尿病診療を継続し、発展させていく所存です。さらに糖尿病以外の疾患も診療を行い、直轄地区と筑豊地区の医療を盛り立ていきます。当院の医師は再び2名体制になりました。しかし、外来受診や入院診療に制限を行うつもりはありません。力の限り多くの人を受け入れ、職員一丸となって対応していきます。

糖尿病・
栄養教室
開催中！



町立病院では、毎月木曜日16時30分から教室を実施しています。

**** 7月の教室内容 ****

5日▷糖尿病はどんな病気？
12日▷糖尿病と食生活について
19日▷運動療法の実際
26日▷食事療法の実際

●防災行政無線の放送が聞き取りにくい場合には…

電話(フリーダイヤル)で確認ができます！
☎0120・610・410 / ☎0120・464・683